

県教委が公表した「学力調査」の結果についての覚書

— 結果をどう扱い、これからどうするか —

八 木 三 男

一、公表された「学力調査」の結果を行政と学校
はどう扱えばいいか

○五年一月、小学校四年生以上と中学校一、二年生
を対象に県下一斉に実施された新潟県教委の「学力調
査」の成績が七割の到達率として市町村別に公表され
た。四月初旬から中旬にかけて各新聞がその結果を報
じ、『朝日』は特集版で中学二年の成績を表示して波紋
を呼んだ。

この「学力調査」は以下に述べるような情勢のなか
でのいわば流行のようなもので、県教委が○三年の「新
潟県学力向上検討会議」の「提言」に沿って実施した

ものである。

ちなみに、成績の発表の仕方では、市町村別は少数派
に属し、東京、新潟など八都県である。二八の府県は県
全体の成績だけを公表している（文科省ホームページ）。

* * *

「分数のできない大学生」など大学から発せられた
「学力低下論」が論争問題になり、文科省はそんな趨勢
に慌てて「学びのすすめ」「発展的学習」などを推進し、
指導要領の内容を、上限の基準から下限の基準とする
として根本的な見直しをした。○五年に明らかになっ
た基礎学力の国際比較で日本の順位が下がったという
外圧をうけて、大いに慌てざるを得なくなり、文科省

をはじめ各都道府県で「学力調査」が加速すると思われる。

したがって、皮肉にも二〇〇二年に「ゆとり」教育を柱にした指導要領の実施とともに学力調査が始まったことになる。今度の新潟県の「学力調査」も、「ゆとり」「自分で考える力」「生きる力」「総合的な学習」など実施中の指導要領の内容をそのままに、「発展的学習」「習熟度別授業・学級」を追加など、文科省がしめたそんな混迷した教育内容、指導体制のもとで行われたことになり、その結果の分析はこれらの諸条件を考慮しなければならず、きわめて複雑なものになった。

* * *

(一) 荻谷剛彦、志水宏吉『学力の社会学』(岩波書店、二〇〇四年)を参考に自分流に多少手直ししていえば、一般に学力調査の結果の解析は

- i 「学校要因」として、制度、施設、授業人数、授業方法、教員の配置・資質・教育力量など
- ii 「生徒・児童要因」として、意欲、関心、家庭の経済・文化状況、家庭学習など
- iii 「地域要因」として地域の支援、経済力、関心など
- iv 「教育行政要因」として、文科省や地方教育行政の

混迷に学校としてどう対応してきたか

など複雑な要素を考慮しなければならないだろう。成績の悪さを「家庭学習の不足」などといって、単純に子どもの責任に帰するのは最悪。教育問題の解明はつねに学校、教育行政がなによりも自己分析的におこなわなければならないものである。

ここで自己分析的というのは、たとえば次のようなことである。経済協力開発機構(OECD)による国際学力調査(〇三年)では、日本の高校一年生の数学の成績が上位であるにもかかわらず、数学に対する「興味」「学びがい」「必要性」を肯定する割合が四ヶ国で最低、また学校が「居心地が悪い」「いつも退屈」が調査対象国で一番多いなど、そこには不機嫌だが黙々と勉強している生徒がいる。これは成績よりはるかに深刻な問題だろう。生徒は良くも悪くも所与のものであって、それを前提にして「教育」が始まる。教員・学校・行政が授業方法や教育条件など自己分析的に自分のことを対象化してみることなしには教育は前進しない。

(二) 学力調査について議論する際「学力とはなにか」という議論から始めなければならないとする議論は生産的ではない。国際的にはアカデミック・アチーブメ

ントといって、測定可能な知識の量や思考力をいい、

曖昧さのある「生きる力」「興味・関心」まではいわない。日本の「学力」概念は戦後ソヴィエト教育学などからのイデオロギー的な問題提起に始まり、一九六〇年代の「学テ」論争を経過して、主として権力に対抗する意味から「見えない学力」などを含めて日本的にきわめて複雑な概念に発展した。「学力」が日常語でありながら、実際の学力のもつ複雑さを反映して、その定義は複雑・多義になり、「分かりにくい専門語」になった。考えてみれば、アカデミック・アチーブメントのなかにも、獲得した知識や思考力のほかに、その人のもっている知識を獲得するための方法や意欲も含まれているわけで、児童・生徒の学力については、差し当たっては曖昧さはあるが、新潟県教委も基準にしている柴田義松等の「学力」定義（獲得した知識・方法の習得・意欲など）によつて議論するのがよいと思う。ただし「学力調査」がその定義にふさわしい内容であったかどうかは問題点になるだろう。しかし、それは県教委が調査問題を一般「公開」しないかぎり父母・県民一般がその検討に参加する道は閉ざされる。

*「新潟県の義務教育における学力向上のための提言」（新潟県学

力向上検討会議、平成一五年）

(3) テスト問題を公表しないのでは、各学校や教師が主体的に「学力調査」に参加できないだけでなく、学校が父母や地域に対する説明責任が果たせない。研究所のインタヴューによれば、県は六月には調査の分析結果を冊子にして学校に配布し、指導例とともに問題そのものも知らせるとしている（この点は後述のCDと矛盾するように思われる）。これは問題そのものの一般「公開」ではない。なぜ児童・生徒、県民・父母に「公開」できないかその理由は第二章で述べる。

学校が「学力調査」について六月になってようやく生徒・父母に説明できる段階にいたった場合でも、問題が「公開」されない以上、生徒や父母が主体的に「学力調査」に参加できないし、県教委の分析に依拠せざるを得ない。学校も独自性を発揮できないという限界があるが、それでも、成績が悪かった学校は複雑な学力論批判力などを展開して父母を煙に巻くのではなく（成績の良かった学校がかえって「隠れた学力」を培っているかもしれない）、できるだけ調査問題に即した学力調査の適否と児童・生徒の学習到達度を精査して、かつ自己分析的に説明すべきである。

また行政は、学力に問題があるとする地域や学校にどんな支援が必要か、それぞれの学校や地域に個性があることから、学校と教師をまじえて具体的な改善策を協議する必要がある、一律に方法を押し付けるべきではない。「学力の地域間格差の問題の改善」は前掲註の「学力向上のための提言」(平成五年)のなかで、学力テストの主要目的に掲げられているものである。

たとえば、本号の片岡弘さんの解説でとりあげられているが、岩船郡朝日村では中学二年の英語の成績が県下最低だったといつて、教育長が「地域あげて家庭学習の徹底を」と号令をかけるなど、大騒ぎになった。大体が村上・岩船地域は伝統的に低学力だといわれ、地域の所得水準も県下で一貫して最低ランク。そんななかで学力をどう底上げするか、さきにあげた四つの分析要因も考慮して、具体的な検討を急ぐべきだ。個々に見れば、最近特に顕著になってきたが、児童・生徒の家庭の経済力・文化レベルと学力との相関はきわめて高いといわれる。これは地域にも当てはまるだろう。

二、「学力調査」は現場との協議が大切

—県教委の「通知」と教員組合の「速報」—

○五年五月九日、新潟県教委は各市町村教委に「全県学力調査を活用した平成十七年における学習指導改善の取組と成果の検証について(通知)」を出した。これに対して同月二十日に新潟県教職員組合(以下組合)は『学力競争激化』『現場の多忙化』は必至」と題した「闘争速報」をだし、緊急に県教委に申し入れをする、とした。

県の「通知」の内容の概略は次のようである。

全県学力調査結果をもとに「県全体、他市町村、自市町村内の他校と比較検討することを通じて、自校の学力向上に係る問題点や改善点を明らかにし、保護者や地域に積極的に公表する」。次の学力調査は「平成十八年一月に実施し(実施日は各校で決定、配布されたCDからの問題の印刷・採点・結果のデータ化は各校で)。これに対して組合が上記のような「闘争速報」を出して反論した。

以下は両者に対する疑問点やら新潟県の教育をいくらかでも前進させるためのささやかな問題提起である。

* * *

(1) 教員組合は構成員が「教育を司る」職務であり、公教育の内容や方法にかかわるすべての問題で教委と

協議する権利と責任がある。組合は今度の「学力調査」にあたって、調査方法やその結果の発表の仕方について県教委とどんな話し合いをしたのか。また、調査結果が新聞報道されたとき、公教育の実態を現場で言い、一方の当事者である組合は当然その見解を県民に向けてアピールする必要があった。研究所も県民のひとりと知りたいところであった。

(2) 五月九日のこんどの「通知」内容が、なぜ「闘争速報」では「突然の通知」という認識になるのだろう。それまで県教委と接触がなかったのだろうか。

(3) 学力調査結果の分析方法などを組合は県教委とどのように協議したのか。県も問題を公表せず、教員が主体的に調査分析に参加できないようにしておいて、自校の成績を「県全体、他市町村、自市町村内の他校との比較」せよとは、よくいえたものだ。六月にやつと教員が調査問題を手にして学校独自の自主的な分析をはじめたとしても、他校との比較は避けられない。教員はいつでも児童・生徒の学力水準を気にしているのだ。

県は「第八次総合教育計画」のなかの基本目標の第一で、「グローバル化の大競争時代」をいい募って、子

どもの資質の育成も競争に打ち勝つためといい、市場的競争原理を学校間にそのまま当てはめようとする意図をもっているかのように見える。やがて県は学校ごとの成績公表に踏み切るのではないかと疑われる。その行きつく先には東京の例のような学校選択制がくるのではないか。

(4) 県は来年一月に一斉ではないが「学力調査」をまた実施するというが、教委の「通知」を素直に読めば、昨年度の調査と同じ問題による調査である。比較調査ということであろう。これが問題の一般「公開」を教委が拒む理由である。またCDにするのは問題の管理の便からである。文科省調査(前掲ホームページ)によると、これまで「学力調査」で過去の同一問題を用いている自治体数は二一教育委員会(二七都道府県・四指定都市)である。したがって、県教委の方式は一般的な趨勢に乗ったものである。

いずれにしても、今回の「学力調査」の分析とそれに基づいた学校の指導体制の改善や教育条件の整備の前進などの手当てが確認される必要があるから、次の実施はもうちょっと間をおいたほうがよいのではないか。

(5) 組合が、次の「学力調査」の処理（各学校で印刷・データ処理などが「業務を現場に丸投げ」「現場のいつそうの多忙化」といい、各学校に学力調査を強制しないように主張しているいい分はよくわかり、実施する場合には予算をつけるというのも当然である。

(6) ただ、「学力調査」の内容が合理的で、手続きが正当な場合はどうか、ということがある。その場合「学力調査」を拒むことはむづかしいだろう。学力の水準をつねに調査し、教育条件や授業方法を吟味・改善し、児童・生徒の要求を調査することはこれを措いて他にないほどの学校の最も大切な仕事だからである。そして、父母にそれを公開して説明責任を果たすのである。

(7) こんどの県教委の「通知」は組合が「現場の混乱を招く突然の一方的通知」といつているように、教員団体とは話し合わなかったものであろう。これでは「現場が混乱する」だろう。学力問題は教員の本務中の本務に属するものであるから、教員が主体的に「学力調査」に参加する意味からも協議するのが当然で、国際的基準からは著しく逸脱している。不法とすらいえるのではないか。ユネスコの「教員の地位に関する勧告」は当局が「教育政策……教育事業の新しい発展等の問

題については教員団体と協議し……定期的にそれを運用しなければならぬ」としている。それは「交渉」のレベルではなく「協議」でなければならぬ。

(8) 組合が県教委と「学力調査」問題で話し合いをすることを前提にしての話だが、「速報」中の「多忙化」問題は吟味を要する。学力問題が教員の本務中の本務だとさきにいったが、そのためには他の不要不急の業務を整理、削減してその業務にあたるべきで、それをしていないのは両者とも怠慢のそしりをまぬかれない。

(9) いまは教員は超多忙だといわれる。不必要な仕事を抱えている場合も多いだろう。そうでなくても、子どもの気持ちを大人の教員が分かりにくい時代である。子どもたちは現実の生活からますます遊離しているように見える。それでも教員は生徒を理解しようとして日々奮闘しているのである。「子どもとの接触」「教材研究」「自主研修」には教員は多忙さを感じないとはどの調査も一致している。その三つに教員が専念できるように、こんどの「学力調査」問題を機会に県教委も組合も真剣に「協議」してもらいたい。

(やぎみつお：いがた県民教育研究所所長)